

令和5年第3回定例会（12月議会）
福祉環境分科会・福祉環境委員会
提出資料

令和5年11月28日
生活環境部

補正予算関係

◎ 環境管理課

- ・ 環境放射能測定事業（モニタリングポスト更新）に係る債務負担行為の設定について . . . 1

◎ 自然保護課

- ・ ツキノワグマ被害防止総合対策事業について . . . 2

議案関係

◎ 自然保護課

- ・ 公の施設の指定管理者の指定について（秋田県環境と文化のむら） . . . 4
- ・ 公の施設の指定管理者の指定について（秋田県宮秋田駒ヶ岳情報センター） . . . 6

環境放射能測定事業（モニタリングポスト更新）に係る債務負担行為の設定について

環境管理課

1 目的

県内の空間放射線量を常時監視するモニタリングポストについて、設置から10年以上経過している5地域振興局の機器を更新することにより、正確かつ継続的な監視体制を維持する。

2 概要

県は、原子力規制委員会の委託を受け、県内6か所に設置されたモニタリングポストにより24時間連続で空間放射線量を自動測定している。

これらのうち、鹿角、山本、由利、仙北及び雄勝の各地域振興局のモニタリングポストは、平成24年3月に設置され耐用年数（10年）を超過しており、原子力規制委員会から令和6年度中に更新する方針が示された。

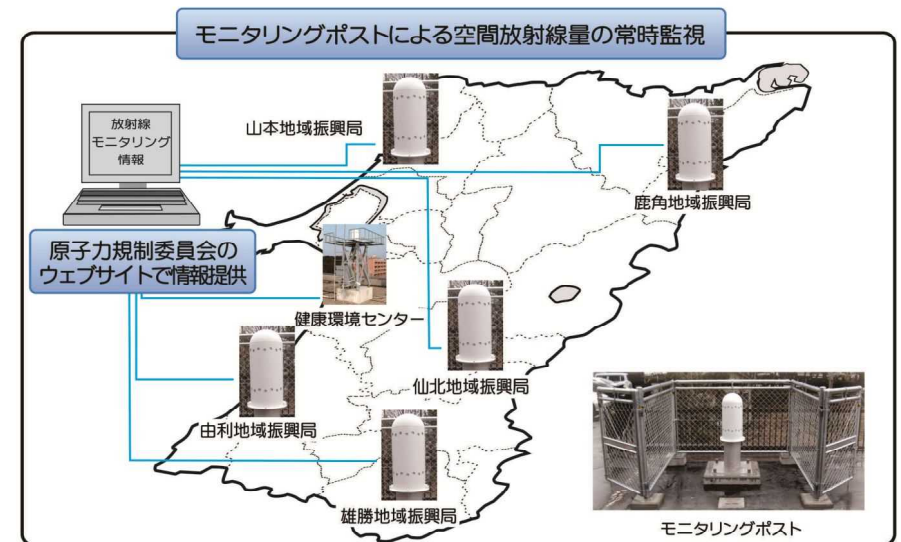
なお、健康環境センターのモニタリングポストは、令和2年3月に更新している。

3 債務負担行為限度額

47,520千円（国 47,520千円、備品購入費）

4 債務負担行為を設定する理由

モニタリングポスト5台の納入までに1年以上の期間を要することから、これらの機器を令和6年度中に更新するためには、今年度中に契約手続を開始する必要があるため。



ツキノワグマ被害防止総合対策事業について

自然保護課

1 目 的

人の生活圏におけるクマの出没及び人身被害が増加している中、市街地出没など緊急事案に迅速に対応する体制を強化するほか、自らもクマと接触する危険性を伴いながら、有害捕獲を担っている（一社）秋田県猟友会会員への慰労金や狩猟による捕獲活動経費に対して助成し、継続的な被害防止活動を支援する。

2 概 要

（１）人里への出没対策強化事業

1, 959千円

住宅地にクマが居座り、人間に危害を及ぼすおそれが多いなどの場合であって、麻酔薬による捕獲が適切なときに、迅速に個体を排除するため、麻酔銃を配備する。

- ・購入資材 麻酔銃2丁、投薬器・注射針・ガンロッカー・ガンケース等 一式
- ・配 置 先 北秋田、仙北地域振興局

（２）【新】ツキノワグマ捕獲緊急対策事業

22, 746千円

① 捕獲者慰労金等

目撃情報や被害の急増に伴って、有害捕獲個体の処理頭数が例年に比べて非常に多く、鳥獣被害対策実施隊において捕獲を担っている秋田県猟友会員に大きな負担がかかっていることから、捕獲頭数に応じた慰労金を交付する。

また、狩猟による捕獲活動によってクマに人から追われる経験をさせ、人里への出没抑止につなげるため、狩猟による捕獲頭数に応じた捕獲活動経費を交付する。

② 猟友会等慰労金

目撃情報や被害の急増に伴って、秋田県猟友会員の出勤回数が例年に比べて非常に多く、大きな負担がかかっていることから、会員に慰労金を交付する。

③ 補助内容

①捕獲者慰労金等 警報発令期間中に捕獲した個体1頭につき7千円
(有害捕獲、狩猟捕獲 計2,700頭)

②-1 捕獲従事慰労金 会員1人につき2千円

②-2 事業実施事務経費 会場使用料、旅費、通信費、コピー代、振込手数料など一式 750千円

・補助先 (一社)秋田県猟友会

・補助率 県10/10

3 予算額

24,705千円 (⊖ 24,705千円)

[内訳 需用費 471千円、備品購入費 1,584千円、補助金 22,650千円]

公の施設の指定管理者の指定について

自然保護課

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、「秋田県環境と文化のむら」について、次の団体を指定管理者に指定する。

1 指定管理者

むつみ造園土木株式会社

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 今後のスケジュール

- ・議会の議決を経た後に、指定管理者と管理運営の必要事項等について協定を締結する。
- ・令和6年度分の指定管理料に係る予算案を令和6年2月議会に提案する。

【参考】選定までの経緯

○債務負担行為の設定

6月議会において、令和6年度から令和10年度までの指定管理料の限度額を設定した。

○選定委員会の開催

- ・開催日：令和5年11月7日
- ・選定委員

氏名	所属	職名等	備考
高橋 吉一	南八幡平山岳会	副会長	外部委員
佐藤 亮一	五城目町森林資料館	管理人	外部委員
渡辺 岳雄	渡辺岳雄税理士事務所	税理士	外部委員
信田 真弓	秋田県生活環境部	次長	委員長
齋藤 寿幸	秋田県生活環境部自然保護課	参事兼課長	委員

- ・申請団体数：1団体
- ・審査方法：条例第4条に掲げる基準について評価し、総合的観点から議論・検討を加え、指定管理者の候補者を選定した。
- ・審査結果：

団体名	選 定 基 準						
	1 県民の平等利 用の確保 (確保されなけれ ば失格)	2 公の施設の設 置目的の効果的 な達成 (満点：40点)	3 効率的な管理 (満点：30点)	4 適正かつ確実 な管理を行う能 力 (満点：30点)	2～4 小 計 (満点：100点)	5 県の重要施策 推進に係る項目 (満点：10点加点)	合 計 (満点：110点)
むつみ造 園土木株 式会社	○	35.5	24.6	26.0	86.1	5.0	91.1
<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該団体は、平成21年度から当該施設の指定管理者に選定されており、管理運営の実績面では十分であると評価された。 ・ 子供達を対象とした定期観察会を主体としながら、さらに幅広い年代に利用いただける企画を立案しようとする点や、様々な関係者との連携を構築しようとする点が評価された。 ・ それぞれの項目についてバランスよく、高い評点を獲得している。 ・ 評点の合計と上記評価結果から総合的に判断し、むつみ造園土木株式会社を秋田県環境と文化のむらの指定管理者の候補者として選定することに決定した。 							

公の施設の指定管理者の指定について

自然保護課

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、「秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター」について、次の団体を指定管理者に指定する。

1 指定管理者

仙北市

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

3 今後のスケジュール

- ・議会の議決を経た後に、指定管理者と管理運営の必要事項等について協定を締結する。
- ・令和6年度分の指定管理料に係る予算案を令和6年2月議会に提案する。

【参考】選定までの経緯

○債務負担行為の設定

9月議会において、令和6年度の指定管理料の限度額を設定した。

○選定委員会の開催

- ・開催日：令和5年11月7日
- ・選定委員

氏名	所属	職名等	備考
高橋 吉一	南八幡平山岳会	副会長	外部委員
佐藤 亮一	五城目町森林資料館	管理人	外部委員
渡辺 岳雄	渡辺岳雄税理士事務所	税理士	外部委員
信田 真弓	秋田県生活環境部	次長	委員長
齋藤 寿幸	秋田県生活環境部自然保護課	参事兼課長	委員

- ・申請団体数：1 団体

※ 複合施設「アルパこまくさ」を構成する「県営秋田駒ヶ岳情報センター」の指定管理者の選定については、一体的かつ効率的な運営を図るため、従来から主要施設である仙北市の「自然ふれあい温泉館」と合同で指定管理者を選定しているところであるが、仙北市では、令和5年度に引き続き令和6年度においても直接市が管理するとしていることから、県施設についても令和6年度に限り、仙北市を指定管理者候補者として指名した。

- ・審査方法：条例第4条に掲げる基準について評価し、総合的観点から議論・検討を加え、指定管理者の候補者を選定した。

- ・審査結果：

団体名	選 定 基 準							
	1 県民の平等 利用の確保 (確保されなければ失格)	2 公の施設の 設置目的の効 果的な達成 (満点：25点)	3 効率的な管 理 (満点：20点)	4 適正かつ確 実な管理を行 う能力 (満点：35点)	5 その他セン ターの設置の 目的又は性質 に応じて定め る基準 (満点：20点)	2～5 小 計 (満点：100点)	6 県の重要施 策推進に係る 項目 (満点：10点加点)	合 計 (満点：110点)
仙北市	○	21.4	16.8	30.0	16.0	84.2	0.0	84.2

(総合評価)

- ・ 施設全体を一体的に運営する効率的な管理体制が整っていることが評価された。
- ・ 仙北市として県外の教育機関を含め、教育旅行の誘致に力を入れている点が評価された。
- ・ 雇用の確保が非常に難しい状況にあるが、利用客に対して案内を適切に行える者を従事させることができるよう、更なる努力を求めたいとの意見があった。
- ・ 評点の合計と上記評価結果から総合的に判断し、仙北市を秋田県営秋田駒ヶ岳情報センターの指定管理者の候補者として選定することに決定した。